

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-335772

(P2005-335772A)

(43) 公開日 平成17年12月8日(2005.12.8)

(51) Int. Cl.⁷

B 6 5 D 33/02

B 6 5 D 33/08

F I

B 6 5 D 33/02

B 6 5 D 33/08

テーマコード(参考)

3 E 0 6 4

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2004-158425 (P2004-158425)

(22) 出願日 平成16年5月27日(2004.5.27)

(71) 出願人 000006909

株式会社吉野工業所

東京都江東区大島3丁目2番6号

(74) 代理人 100105326

弁理士 吉村 眞治

(72) 発明者 飯塚 茂雄

東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会

社吉野工業所内

Fターム(参考) 3E064 AB23 BA21 BC18 EA07 EA12

FA04 HF08 HG03 HJ02 HN06

HP01 HP02 HR01 HU02

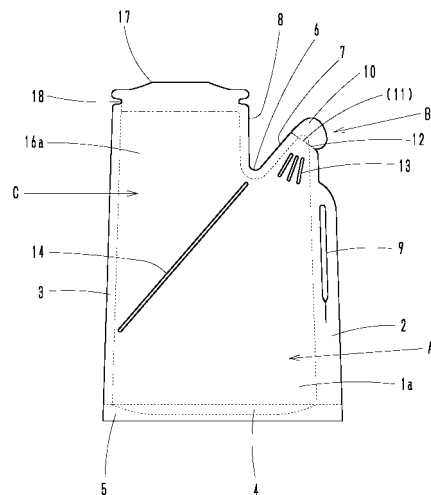
(54) 【発明の名称】 パウチ状容器

(57) 【要約】

【課題】 容器の形状保形性を高めるようにし、とくに、内容物の移し替えにあたって、容器を確実に把持して、操作が容易に行われるようにしたパウチ状容器を提供すること。

【解決手段】 上部コーナー部に注出口部を設けた容器本体と、容器本体に折曲げ可能として連設された保持帯を具備したパウチ状容器であって、内容液充填後に、保持帯を容器本体に巻き付け、係止手段を介して接合させたことを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上部コーナー部に注出口部を設けた容器本体と、容器本体に折曲げ可能として連設された保持帯を具備したパウチ状容器であって、

内容液充填後に、保持帯を容器本体に巻き付け、係止手段を介して接合させたことを特徴とするパウチ状容器。

【請求項 2】

係止手段が、保持帯の上端に設けられた係止部と、容器本体の注出口部側の胴部シール部に刻設させたスリットであることを特徴とする請求項 1 記載のパウチ状容器。

【請求項 3】

保持帯の上部に設けられた係止部が、リング部となっていることを特徴とする請求項 2 記載のパウチ状容器。

【請求項 4】

係止手段が、保持帯、または容器本体に設けられた剥離フィルムを貼着した接着剤層であることを特徴とする請求項 1 記載のパウチ状容器。

【請求項 5】

係止手段が、保持帯と容器本体を接着する接着フィルムであることを特徴とする請求項 1 記載のパウチ状容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、パウチ状容器、とくに形状保形性を向上させたパウチ状容器に関するものである。

【背景技術】

【0002】

底シール部をガセット形式としたスタンディングパウチにおいて、両側縁部の側部シール部(6)の上部に袋の保持用の打ち抜き穴(10)、または切目線による穴(11)を設け、内容物の移し替えにあたって、袋を容易に保持できるようにし、さらに、注出口近くにエンボス加工部(9)による凹条を設けてフィルム同士の密着を防止するとともに、注出路の保形性を維持するようにしたスタンディングパウチは、従来より知られている(特許文献1参照)。

【0003】

また、両側縁部の側部シール部の外側に、延長シール部(7)に袋の保持用の穴(8)を設け、壁面フィルムに縦方向のエンボス加工部(12)を設け、保持用穴(8)を手で保持するようにすることによって、注出口の保形性を保ちながら内容物を容易に移し替えるようにしたスタンディングパウチも、従来より知られている(特許文献2参照)。

【0004】

さらに、注出口部を胴部上部の角部に設け、注出口部を形成する領域のフィルムに、外側に膨らむ膨らみ部を設けたスタンディングパウチも、従来より知られている(特許文献3参照)。

【特許文献1】特開2002-154552号公報

【特許文献2】特開2002-179095号公報

【特許文献3】特開2004-1867号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上記従来スタンディングパウチは、いずれも積層フィルムが用いられているが、容器として柔軟であり、剛性が不足しているという問題があった。

上記特許文献1、2記載のスタンディングパウチは、移し替え始めで、内容物が充満している場合には、保持用の穴を保持していても容器が揺れ、移し替え時に注出口が詰め替

10

20

30

40

50

え対象となる容器口部から外れ、内容物を周辺にこぼすという問題があった。

また、注出口近辺で、壁面フィルムが折曲がって、注出できなくなるという問題があった。

【0006】

上記特許文献3記載のスタンディングパウチも、注出口部は膨らみ部で補強されているが、容器として保形性が不十分であり、移し替え時に注出口部の下側で壁面フィルムが折れ曲がって、注出が止まるという点では特許文献1、2記載のものと変わらなかった。

【0007】

本発明は、上記問題を解決することを課題として、容器の形状保形性を高めるようにし、とくに、内容物の移し替えにあたって、容器を確実に把持して、操作が容易に行われるようにしたパウチ状容器を提供することを目的とする。

10

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は、上記の課題を解決するため、パウチ状容器として、上部コーナー部に注出口部を設けた容器本体と、容器本体に折曲げ可能として連設された保持帯を具備したパウチ状容器であって、内容液充填後に、保持帯を容器本体に巻き付け、係止手段を介して接合させたことを特徴とする構成を採用する。

【0009】

係止手段の別実施例として、係止手段が、保持帯の上端に設けられた係止部と、容器本体の注出口部側の胴部シール部に刻設させたスリットであることを特徴とする構成、または、保持帯の上部に設けられた係止部が、リング部となっていることを特徴とする構成、または、係止手段が、保持帯、または容器本体に設けられた剥離フィルムを貼着した接着剤層であることを特徴とする構成、または、係止手段が、保持帯と容器本体を接着する接着フィルムであることを特徴とする構成を採用する。

20

【発明の効果】

【0010】

容器本体に連設された保持帯を折曲げ、容器本体の所定の位置に係止することで、容器の形状保形性が高くなり、内容物注出時に注出口の開閉状態を安定して保ち、内容物を最後まで安定して注出できるようになった。

【発明を実施するための最良の形態】

30

【0011】

次に、本発明のパウチ状容器について、実施例をあげ、図面を参照して説明する。

【実施例1】

【0012】

第1実施例は、パウチ状容器の側部上方に保持帯を設け、保持帯の上端に設けた係止部を、容器本体側縁のシール部に形成したスリットに嵌挿したものである。

図1において、Aはスタンディングパウチの容器本体、Bは容器本体Aに設けられた注出口部、Cは容器本体Aに設けられた保持帯である。

【0013】

図1～3に示すように、容器本体Aは、胴部の表裏二枚の壁面フィルム1a、1bを、注出口部B側の側端縁部の胴部シール部2と、反対側の側端縁部の胴部シール部3、および二枚の壁面フィルム1a、1b下端に内側に折込まれた底部フィルム4を舟形シールパターンとした底部シール部5とをシールすることにより、公知のガゼット形式で形成されている。

40

【0014】

容器本体Aの上部には、図1に示すように、切欠部6で切欠かれ、その注出口部B側の側部と注出口部Bの外周には、胴部シール部2に接続する注出口部シール部7によりシールされ、外側上方に突出する注出口部Bが設けられており、切欠部6の反対側の側部には、注出口部シール部7に連設される側部シール部8によってシールされ、該側部シール部8と、胴部シール部3により内容物充填後に上端縁をシールされる保持帯Cが設けられて

50

いる。

【0015】

胴部シール部2には、所定の位置に保持帯Cの上端部を嵌挿し係止するスリット9が穿設されている。

【0016】

注出口部Bは、上端に切取部10が形成されており、その下には切取部10を切離し、注出口11を開口するため、ノッチなどの開封処理部を設けた切断ライン12が形成されている。

【0017】

壁面フィルム1a、1b外側表面には、注出口部Bに、注出口11の開口の形状保形性を高めるため、所定の箇所に、表面に突出する補助リップ13が突設されている。

10

【0018】

保持帯Cは、表裏二枚の壁面フィルム1a、1bに、注出口部シール部7の注出口部B上部側辺の延長線上の表側壁面フィルム1a外側表面に凹設された折り目凹部14と、裏側壁面フィルム1b外側表面に凸設された折り目凸部15とを介して連設された保持帯部16a、16bとからなり、内容物充填シール後、前記スリット9に嵌挿する係止部17が設けられており、その下にスリット9の端部に係止する縮径された切欠部18が刻設されている。

両側の切欠部18の間は、内容物を充填する開口19となっている。

【0019】

20

次に、パウチの使用態様と作用効果について説明する。

パウチ状容器は、二枚の壁面フィルム1a、1bと底部フィルム4の各シール部を、従来のように、ヒートシールまたは接着剤による接着などの方法によりシールして形成される。

容器本体Aに連設された保持帯Cの開口19から内容物が充填され、充填後に保持帯Cの開口19をシールし密封する。

【0020】

使用にあたっては、図3に示すように、まず、表裏二枚の壁面フィルム1a、1bに設けられた折り目凹部14と、折り目凸部15とをそれぞれ谷折り、山折りにし、保持帯Cを容器本体Aの壁面フィルム1a側に巻き付けるようにして折曲げる。

30

次いで、保持帯Cの係止部17を、容器本体Aの胴部シール部2に設けられたスリット9に嵌挿し、切欠部18をスリット9端部に係止させることにより、保持帯Cがスリット9に係止される。

【0021】

次に、注出口部B上端の切取部10の切断ライン12を開封処理部より切断することによって、注出口11を開口する。

【0022】

図3に示すように、保持帯Cを容器本体Aに巻き付けてスリット9に嵌挿し、係止しているため、容器の形状保形性が高く、補助リップ13の形状保形力と合わさって、注出口11の開口状態が維持される。

40

【0023】

内容物の注出にあたっては、容器本体Aを傾けていくと、注出口11より内容物が注出される。

注出口11の開口状態が安定しているため、内容物を小出しに注出する際でも、最後まで所望の方向に注出できる。

【0024】

本実施例では、表裏二枚の壁面フィルム1a、1bに、それぞれ折り目凹部14と折り目凸部15とを設けたが、保持帯Cを容器本体Aの表面の壁面フィルム1a側、または、裏面の壁面フィルム1b側に巻き付けるようにして折曲げ、スリット9に嵌挿し係止されればいので、折り目部の凹凸を配設せず、壁面フィルムに折り目ラインを描いておくだ

50

けでもよい。

また、折り目部の形状、折曲げの方向は、上記実施例の形状、方向に限定されない。

【実施例 2】

【0025】

次に、パウチ状容器の第 2 実施例について説明する。

本実施例は、第 1 実施例の保持帯と該保持帯を保持するスリットの構成を変更したもので、第 1 実施例と同様の構成については、同一の符号をもって図示し、相違点を中心に説明する。

【0026】

図 4、5 において、A は容器本体、B は容器本体に設けられた注出口部、Ca は容器本体 A に設けられた保持帯である。 10

保持帯 Ca は、表裏二枚の壁面フィルム 1 a、1 b より形成された容器本体 A の上部に折り目凹部 1 4 と折り目凸部 1 5 を介して連設された保持帯部 1 6 a、1 6 b で形成されている。

【0027】

保持帯 Ca は、外周が胴部シール部 3 に接続した係止部シール部 2 0 と側部シール部 8 によりシールされ、内容物充填後にシールされる開口 2 1 により形成されている。

【0028】

係止部シール部 2 0 は、外方上方に突出するリング状のリング部 2 2 と、その下の縮径された係止部 2 3 とから形成されている。 20

【0029】

容器本体 A に設けられた注出口部側の胴部シール部 2 には、所定の位置に保持帯 Ca のリング部 2 2 を嵌挿し、係止するスリット 9 a が穿設されている。

【0030】

次に、本実施例の使用態様と作用効果について説明する。

パウチ状容器は、第 1 実施例同様に、各シール部が、ヒートシールまたは接着剤による接着などの方法によりシールして形成される。

容器本体 A に連設された保持帯 Ca の開口 2 1 から内容物が充填され、充填後に開口 2 1 をシールし密封する。

【0031】 30

使用にあたっては、図 5 に示すように、まず、表裏二枚の壁面フィルム 1 a、1 b に設けられた折り目凹部 1 4 と、折り目凸部 1 5 とをそれぞれ谷折り、山折りにし、保持帯 Ca を容器本体 A の壁面フィルム 1 a 側に巻き付けるようにして折曲げる。

次いで、保持帯 Ca のリング部 2 2 を容器本体 A の胴部シール部 2 に設けられたスリット 9 a に嵌挿し、係止部 2 3 によりスリット 9 a 端部に係止され、保持帯 Ca がスリット 9 a に係止される。

【0032】

次に、注出口部 B 上端の切取部 1 0 の切断ライン 1 2 を開封処理部より切断し、注出口 1 1 を開口する。

容器本体 A を傾けていくと、注出口 1 1 より内容物が注出される。 40

【0033】

保持帯 Ca を、容器本体 A に巻き付けて、スリット 9 a に嵌挿し係止しているため、第 1 実施例と同等の作用効果を得ることができる。

また、保持帯 Ca にリング部 2 2 を設けているため、リング部 2 2 内に手指を差込み、持ち運びが便利となり、また、リング部 2 2 内にフックを入れることによって、商品の展示にも役立たせることができる。

【0034】

第 1 実施例同様、保持帯 Ca を容器本体 A に巻き付けて、リング部 2 2 をスリット 9 a に嵌挿し、係止部 2 3 で係止できればよいため、折り目部の形状、リング部の形状、折曲げの方向は、上記実施例の形状、方向に限定されない。 50

【実施例 3】

【0035】

次に、パウチ状容器の第3実施例について説明する。

本実施例は、第1実施例の保持帯に形成された係止部と、それを係止するスリットをなくし、代わりに接着部を設けたもので、第1実施例と同一の構成については、同一の符号をもって図示し、詳しい説明を省略し、相違点を中心に説明する。

【0036】

図6、7、8において、Aは容器本体、Bは容器本体に設けられた注出口部、Cbは容器本体Aに設けられた保持帯である。

保持帯Cbは、表裏二枚の壁面フィルム1a、1bより形成された容器本体Aの上部に折り目凹部14と折り目凸部15を介して連設された保持帯部16a、16bから形成され、その側部外周は、胴部シール部3と側部シール部8によりシールされ、内容物充填後に上端の開口21aがシールされる。

【0037】

表側の保持帯部16aの上部には、接着部30が設けられており、接着部30は、図7に示すように、保持帯部16a表面に塗着された接着剤層31と、それに付着された剥離フィルム32とからなっている。

【0038】

次に、本実施例の使用態様と作用効果について説明する。

パウチ状容器は、第1実施例同様に、各シール部をヒートシールまたは接着剤による接着などの方法によりシールして形成される。

容器本体Aに連設された保持帯Cbの開口21aから内容物が充填され、充填後に開口21aをシールして密封する。

【0039】

使用にあたっては、まず、保持帯Cbに設けられた接着部30の剥離フィルム32を指で摘み、接着剤層31より剥離する。

【0040】

表裏二枚の壁面フィルム1a、1bに設けられた折り目凹部14と、折り目凸部15とをそれぞれ谷折り、山折りにし、保持帯Cbを容器本体Aの壁面フィルム1a側に巻き付けるようにして折曲げる。

次いで、保持帯Cbの接着部30の接着剤層31を、図8に示すように、壁面フィルム1aの所定の位置に貼着させ係止する。

【0041】

次に、注出口部B上端の切取部10の切断ライン12を開封処理部より切断し、注出口11を開口する。

容器本体Aを傾けていくと、注出口11より内容物が注出される。

【0042】

保持帯Cbを容器本体Aに巻き付けて壁面フィルム1aに貼着し係止しているため、容器の形状保形性が高く、補助リップ13の形状保形力と合わさって、注出口部Bの注出口11が開口状態で維持される。

注出口11の開口状態が安定しているため、内容物を小出しに注出する際でも最後まで所望の方向に注出できる。

【0043】

次に、保持帯Cbを貼着する場所を変えた変形例について説明する。

上記実施例では、保持帯Cbを壁面フィルム1aの所定の位置に貼着したが、図9に示すように、保持帯Cbを、容器本体Aの注出口側の胴部シール部2を表側の壁面フィルム1a側に折曲げ、それを巻き込んで、裏側の壁面フィルム1bの所定の位置に貼着してもよい。

また、この場合は、上記実施例よりも、容器の形状保形性が高くなり、開口状態の安定がよくなる。

10

20

30

40

50

【0044】

本実施例では、保持帯C bを容器本体Aに巻き付けて、接着部を貼着して係止できればよいので、接着部の形状、折曲げの方向は、上記実施例の形状、方向に限定されない。

また、接着部の剥離フィルム3 2表面に、接着部3 0の使い方などを文字や図画などで描くことができる。

さらに、接着部を容器本体側に設けてもよい。

【実施例4】

【0045】

次に、パウチ状容器の第4実施例について説明する。

本実施例は、第3実施例の接着部を接着シートに変えたのもので、第3実施例と同様の構成については、同一の符号をもって図示し、相違点を中心に説明する。

【0046】

図10において、Aは容器本体、Bは容器本体に設けられた注出口部、C cは容器本体Aに設けられた保持帯である。

保持帯C cは、図10、11、12に示すように、表裏二枚の壁面フィルム1 a、1 bより形成された容器本体Aの上部に折り目凹部1 4と折り目凸部1 5を介して連設された保持帯部1 6 a、1 6 bから形成され、その側部外周は、胴部シール部3と側部シール部8によりシールされ、上端縁は、内容物充填後にシールされる開口2 1 aとなっている。

【0047】

保持帯C cの保持帯部1 6 a表面には、接着シート4 0が貼着されている。

接着シート4 0は、図11に示すように、接着剤4 1によって貼着した剛性のある紙、または合成樹脂製の剛性フィルム4 2と、該剛性フィルム4 2の表面に塗布された接着剤4 3の層、および接着剤4 3を保護する剥離フィルム4 4とからなっている。

【0048】

次に、本実施例の使用態様と作用効果について説明する。

パウチ状容器は、第1実施例同様、周縁部の各シール部がヒートシール、または接着剤による接着などの方法によりシールして形成される。

容器本体Aに連設された保持帯C cの上方から内容物が充填され、充填後に開口2 1 aをシールして密封する。

【0049】

使用にあたっては、まず、保持帯C cに貼着された接着シート4 0の剥離フィルム4 4を指で摘み、剛性フィルム4 2表面の接着剤4 3の層より剥離する。

【0050】

表裏二枚の壁面フィルム1 a、1 bに設けられた折り目凹部1 4と、折り目凸部1 5とをそれぞれ谷折り、山折りにし、保持帯C cを剛性フィルム4 2とともに、容器本体Aの壁面フィルム1 a側に巻き付けるようにして折曲げ、保持帯部1 6 aを壁面フィルム1 aに接着剤4 3により貼着させ、係止する。

【0051】

次に、注出口部B上端の切取部1 0の切断ライン1 2を開封処理部より切断し、注出口1 1を開口する。

容器本体Aを傾けていくと、注出口1 1より内容物が注出される。

【0052】

保持帯C cを、剛性のある剛性フィルム4 2とともに、容器本体Aに巻き付けて壁面フィルム1 aに貼着し係止するため、巻き込み部に剛性を持たせることができ、容器の形状保形性がより高くなっている。

【0053】

上記実施例では、接着シート4 0を保持帯C cに貼着するようにしたが、反対に容器本体Aに貼着し、剥離フィルム4 4を剥がして保持帯C cを貼着し、係止するようにしてもよい。

【実施例5】

10

20

30

40

50

【0054】

次に、パウチ状容器の第5実施例について説明する。

本実施例は、パウチ容器と接着フィルムを別体とし、容器本体Aに保持帯Cdを巻き付け、接着フィルムで保持帯Cdを容器本体Aに接着するようにしたものである。

【0055】

図13において、50はほぼ角形の接着フィルムであり、フィルム51と接着剤層52と剥離フィルム53とからなっている。

容器本体Aと保持帯Cdの構造は、第3実施例における構造と同一であり、前記各実施例と同様に、容器本体Aに内容物が充填された後に、開口21aがシールされる。

【0056】

次に、保持帯Cdを容器本体Aに巻き付け、胴部シール部2を保持帯Cd側に折曲げ、まず、剥離フィルム53を剥がした接着フィルム50の接着剤層52の片側を保持帯Cdの保持部16bに貼着し、次いで、接着フィルム50の反対側を容器本体Aの壁面フィルム1bに貼着して、保持帯Cdと容器本体Aを接着する。

【0057】

本実施例は、パウチ状容器と接着フィルム50が別体となっているので、接着フィルム50の一端部を、まず、保持帯Cd、または容器本体Aの裏側に貼着し、次いで、他の端部を容器本体A、または保持帯Cdに貼着すればよいので、巻き付け、接着操作が極めて簡単にでき、その他には、前記各実施例と同様の作用効果を得ることができる。

【0058】

また、接着フィルム50の形状については、保持帯Cdの巻き付け端を容器本体Aに接着できればよく、形状、数もとくに限定されない。

【0059】

前記各実施例では、容器本体の形状も、パウチ状容器として上部に注出口部と保持帯を形成できればよいので、底部はガゼット形式でなくともよく、例えば、二枚の壁面フィルムの下端をそのままシールしたものでよく、実施例の形状に限定されない。

【0060】

各実施例とも内容物使用後は、容器を折曲げること等により、コンパクトにまとめることができ、ゴミの軽減化ができる。

【産業上の利用可能性】

【0061】

パウチ状容器として、保持帯を容器本体に巻き付け、剛性を増したから、注出口の開口を注出開始から最後まで安定して形状を維持することができ、内容物として液体、粉体、半固形体の洗剤、化粧品、食料品、薬品などの詰替容器として利用できる。

【図面の簡単な説明】

【0062】

【図1】本発明第1実施形態のパウチ状容器の立面図である。

【図2】パウチ状容器の斜視図である。

【図3】保持帯を容器本体に係止したときの説明図である。

【図4】第2実施形態のパウチ状容器の斜視図である。

【図5】保持帯を容器本体に係止したときの説明図である。

【図6】第3実施形態のパウチ状容器の斜視図である。

【図7】接着層の説明図で、(a)は立面図、(b)は上面図である。

【図8】保持帯を容器本体に係止したときの説明図である。

【図9】別態様の接着時の説明図である。

【図10】第4実施形態のパウチ状容器の斜視図である。

【図11】接着層の説明図で、(a)は立面図、(b)は上面図である。

【図12】保持帯を容器本体に接着したときの説明図である。

【図13】第5実施形態のパウチ状容器の説明図で、(a)は接着フィルムの説明図、(b)は保持帯と容器本体との接着時の説明図である。

10

20

30

40

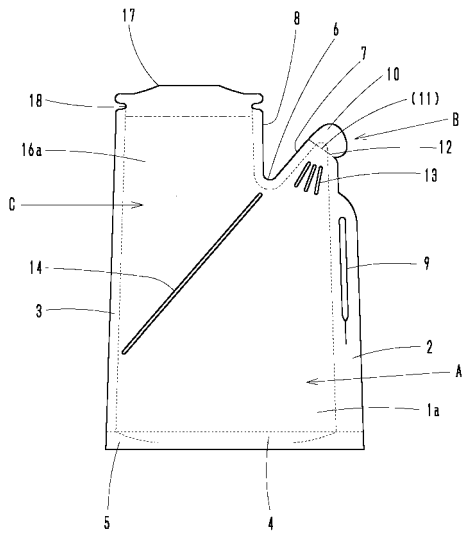
50

【符号の説明】

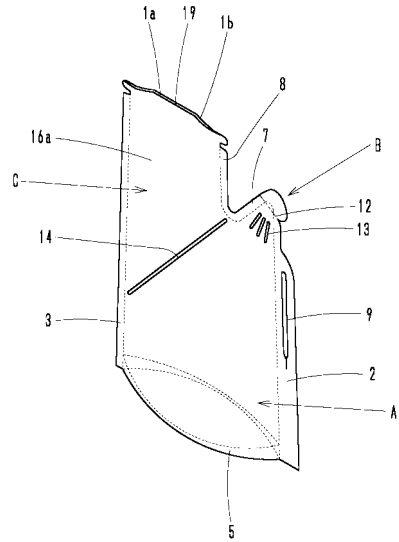
【0063】

A	容器本体	
B	注出口部	
C、C a、C b、C c、C d	保持帯	
1 a, b	壁面フィルム	
2、3	胴部シール部	
4	底部フィルム	
5	底部シール部	
6、18	切欠部	10
7	注出口部シール部	
8	側部シール部	
9、9 a	スリット	
10	切取部	
11	注出口	
12	切断ライン	
13	補助リブ	
14	折り目凹部	
15	折り目凸部	
16 a, b	保持帯部	20
17	係止部	
19、21、21 a	開口	
20	係止部シール部	
22	リング部	
23	係止部	
30	接着部	
31、52	接着剤層	
32	剥離フィルム	
40	接着シート	
41、43	接着剤	30
42	剛性フィルム	
44、53	剥離フィルム	
50	接着フィルム	
51	フィルム	

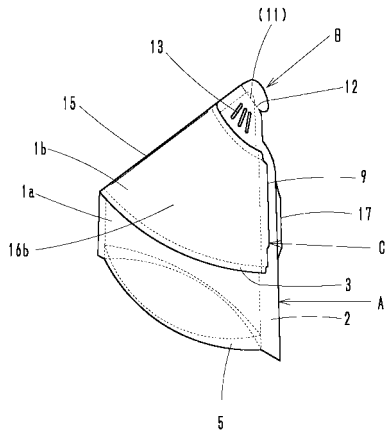
【 図 1 】



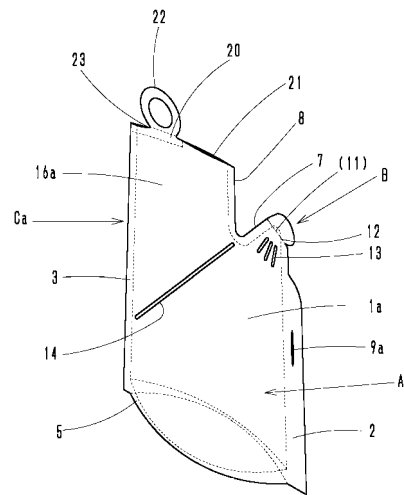
【 図 2 】



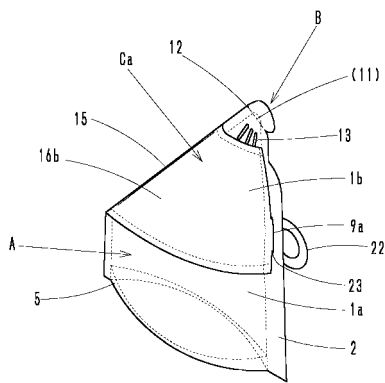
【 図 3 】



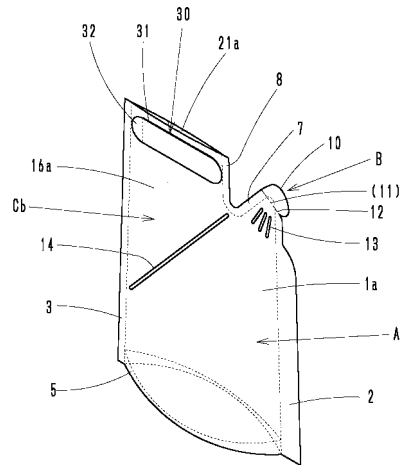
【 図 4 】



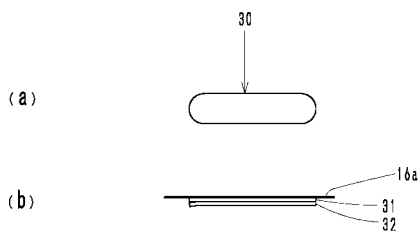
【 図 5 】



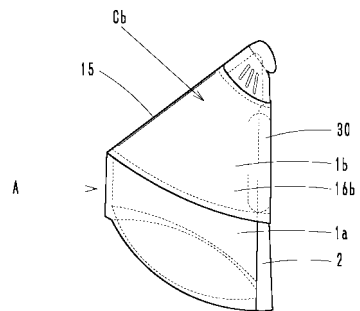
【 図 6 】



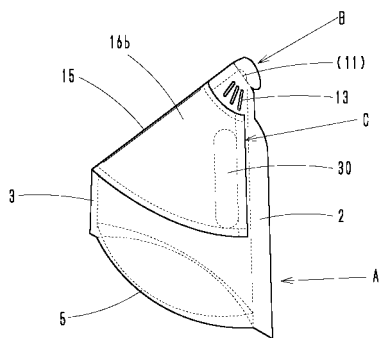
【 図 7 】



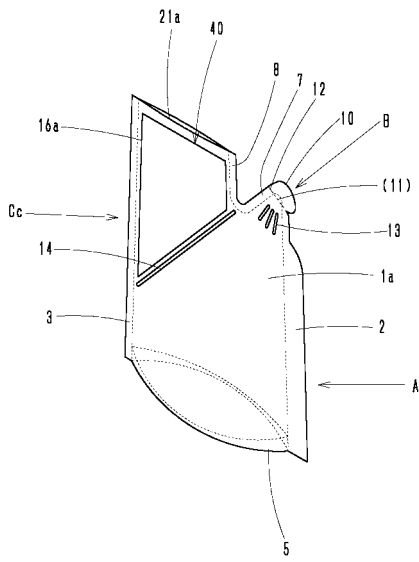
【 図 9 】



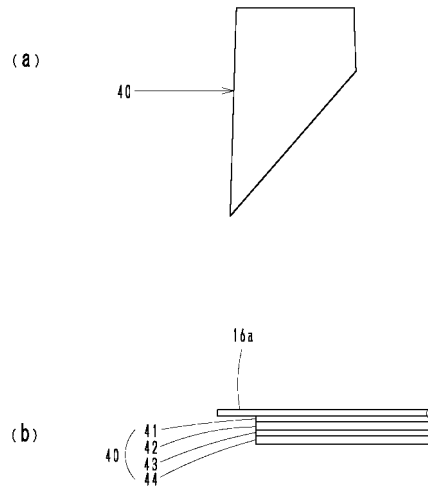
【 図 8 】



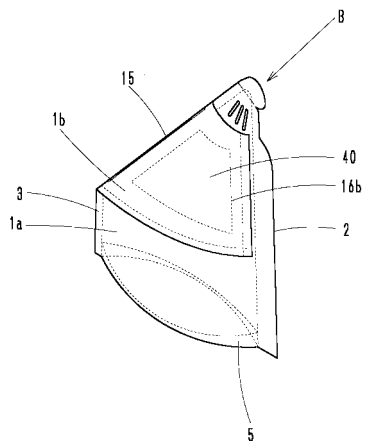
【 図 1 0 】



【 図 1 1 】



【 図 1 2 】



【 図 1 3 】

